

長野県共創推進指針

第1 目的

この指針は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び長野県行政経営理念の趣旨を踏まえ、共創の定義、推進方針、共創の手続きその他必要な事項を定めることにより、県と企業又は非営利団体等との共創の推進を図ることを目的とする。

第2 共創の定義

この指針において「共創」とは、県の政策目的を達成する上で発生する様々な課題を解決するため、県と企業又は非営利団体等の多様な民間主体とが、相互の対話を通じて連携し、それぞれが持つアイデア、ノウハウ、ネットワーク等を結集し、新たな価値を共に創出することをいう。

第3 推進方針

県が共創を推進するに当たっては、次の各号を踏まえるものとする。

- (1) 行政課題を的確に把握した上で、何のために共創するのかその目的を明確にすること。
- (2) 共創の相手方及び県が、どちらか一方的な利益を得るのではなく、県としての公益性及び相手方の利益の双方が両立する関係を構築すること。
- (3) 共創に生かせる相手方及び県の強みを明確にすること。

第4 共創の手続き

- 1 共創の過程について、課題を把握し解決策を構想する段階（以下「構想段階」という。）と具体的な解決策を構築する段階（以下「構築段階」という。）に区分し、構想段階から構築段階に移る際には企画書（様式第1号）を作成して、別表第1に該当するものは部局共創推進委員会（以下「委員会」という。）の承認を得るものとする。
- 2 委員会は、部局長及び課室長をもって構成する。
- 3 企画書には次の各号に掲げる項目を盛り込むものとする。
 - (1) 目的
 - (2) 公益性
 - (3) 役割分担
 - (4) 共創の始期及び終期
- 4 委員会においては、次に掲げる視点をもって審議するものとする。

相手方が持っている強みを県の課題解決に生かすことができ、県単独で行うよりも相手方と共創した方が、より高い価値を生み出すことが見込まれること。
- 5 委員会の承認を得た後は、協定書（様式第2号）を締結し、その旨を公表するものとする。

第5 共創推進事務局

- 1 各部局が行う共創の取組について、共創の的確性に係る全庁的な水準調整、進捗状況の確認及びフォローアップを行うため、共創推進事務局（以下「事務局」という。）を置く。
- 2 事務局は、企画振興部及び総務部の職員により構成する。
- 3 事務局の運営については別に定める。

第6 施行日

この指針は、令和6年1月15日から施行する。

別表第1（第4関係）

（部局共創推進委員会に諮る案件）

- 1 区分ごとの点数の合計が7点以上のもの。
- 2 点数の合計が7点未満であっても、所属長の判断により部局共創推進委員会に諮ることが適当であると認められるもの。

区分	内容		点数
相手方の種別	民間企業		1
	非営利団体等		0
相手方のメリット	今までにないノウハウの蓄積	あり	1
		なし	0
	売上貢献	あり	1
		なし	0
	知名度向上・社会的信用	あり	1
		なし	0
リスク評価	生命身体に及ぶもの		2
	物的損害に及ぶもの		1
	上記以外		0
県のリソース投入量	人工×事業構築期間	1人×3ヶ月以上	3
		1人×1ヶ月以上3か月未満	2
		1人×1ヶ月未満	1
	事業構築予算	あり	1
		なし	0

企画書

部課室名	
担当者名	

1 共創の相手方

団体名	
共創の概要	

2 事前確認事項

◆共創相手としてふさわしいかどうかの確認

共創相手が社会的批判を受ける者ではないか、相手方との対話やインターネットによる調査などの常識的・現実的な方法で確認。

共創相手が社会的批判を受ける者ではない

3 共創に関する確認事項

◆目的

何のために共創するのか目的が明確である

課題

--

目的

--

◆公益性

共創による公益性が認められる

取組事項

--

共創による利益

県の利益（公益）	相手方の利益

◆役割分担

共創を進める上でのお互いの役割分担（強み）が確認できる

県の役割（強み）	相手方の役割（強み）

◆共創の始期及び終期

共創に携わる期間が確認できる

共創の始期	共創の終期

※上記の5つの項目すべてにチェック（✓）が入る場合のみ共創が可能。

様式第2号（第4関係）

長野県と〇〇株式会社との◇◇に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり◇◇に関する協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、「企画書に記載の目的」を図ることを目的とする。

（取組事項）

第2条 甲及び乙は、本協定書の目的を達成するため、次の事項について連携して取り組む。
（「企画書に記載の取組事項」）に関すること

（役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む上での役割分担は、以下のとおりとする。

甲：

乙：

（協定書の始期及び終期）

第4条 本協定書の始期及び終期は以下のとおりとする。

始期：令和 年 月 日

終期：令和 年 月 日

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定書の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定書の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（免責に関する事項）

第6条 甲及び乙は、第2条に定める取組事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、第1条の目的が達成されない場合でも、互いに損害賠償を求められないものとする。

（協定書の解除）

第7条 甲又は乙のいずれかが本協定書の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定書を解除できるものとする。この場合、甲又は乙は、相手方に対して、本協定書の解除に関して、何らの損害の賠償を求められないものとする。

(協定書の見直し)

第8条 甲又は乙のいずれかが、本協定書の内容について変更を申し出たときは、その都度
 甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第9条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の条項の解釈につき疑義等が生じたとき
 は、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通
 を保有する。

令和 年 月 日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2
 長野県 部長

(署名)

乙 [住所]
 ○○株式会社
 部長

(署名)